令和2年度 市におけるいじめ防止等に係る取組 実施状況調査票 (芦屋市いじめ防止基本方針7,8頁についての実施状況報告です。)

No.	項目	内容	担当課	令和2年度の実施状況
1	教職員の資質能力の向上	学校基本方針,「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会発行),「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」(国立教育研究所発行),「いじめ未然防止プログラム」(心の教育総合センター)等の活用や,いじめの具体的事例をもとにした校内研修の実施を促す。	学校教育課	・各校年間2回,スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修を実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為,書面開催等,各校で工夫をしながらの開催。 ・芦屋市生徒指導連絡協議会を毎月開催し,各校の生徒指導担当教員,芦屋警察署等関係機関で,情報の共有と対応や取組の協議を行った。(4・5月新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。)
		さらに、初任者研修・年次研修・管理職研修等の研修を実施し、法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。	打出教育文化 センター	・初任者研修において、桃山学院教育大学教授 松久眞実先生を迎えて「子どもが輝く学級づくり」と題して子どもの些細な変化やいじめの兆候を見逃さないための手立てや対処方法などについて学んだ。(初任者10名)・不登校担当者会兼一般研修講座において関西学院大学教授 米山直樹先生を迎えて「不登校生徒の支援の在り方について」と題していじめ等友達とのトラブルが起因する不登校事例について具体的な対処法について学んだ。(受講者23名)
2	早期発見・早期対応のための措置	基本方針8頁【別表】 No.1 人権擁護事業 特設人権相談所を開設し、人権擁護委員がいじめや嫌がらせ等に関する相談に対応し、問題解決につなげる。	人権・男女 共生課	・人権相談の実施(毎月2回) 人権擁護委員(法務大臣委嘱)による相談を実施(いじめ・いやがらせ,名誉 棄損,信用問題その他人権に関すること) ※令和2年度はいじめ問題に関する相談なし
2		基本方針8頁【別表】 No.2 家庭児童相談※ 家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや 心配事の相談に応じる。また、子どもの虐待に 関する相談・指導等適切な対応を行う。 ※R2.4月~子ども家庭支援員・虐待対応専門員	子育て推進課	・家庭からの相談内容で、不登校や家庭環境の不安定さからいじめを発見できる可能性があり、相談面接等の聞き取りから早期発見に努めている。 ・虐待を受けている児童や非行等の行動がある児童については、いじめの被害者にも加害者にもなる可能性があるため、児童が健全な生活を送れるよう支援している。 ・いじめに関する内容での対応件数は0件

No.	項目	内容	担当課	令和2年度の実施状況
	早期発見・早期対応のための措置	スクールカウンセラー・スクールソーシャル ワーカー等を配置し、児童生徒や家庭からの相 談を受ける体制や学校だけでは困難な事案につ いて、学校支援チーム等を活用して専門的、多 角的な支援体制の拡充を図る。	学校教育課	・スクールソーシャルワーカーを、教育相談や緊急事案の対応等で、中学校へ77回、小学校へ10回派遣した。ケース会議にも6回派遣し、相談にあたった。 ・スクールカウンセラー5名を、年間228時間配置。教師・児童生徒・保護者向けの研修会を各学校2回実施。(ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、書面開催等での実施校あり。)
		基本方針8頁【別表】 No.3 芦屋市カウンセリングセンター教育相談 不登校,非行,性の問題等の子どもや親子関係 等の悩みについて,電話,面接による相談を実 施する。		・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。(電話相談69件 面接相談87件) ・相談窓口ポスターを作成し、各学校へ配布、掲示を行った。
2		基本方針8頁【別表】 No.4 打出教育文化センター教育相談 不登校・友人関係等学校園における悩みについ て、電話、面接による教育相談を実施する。	センター	不登校, 生徒指導, 発達障害等の悩みについて, 教育相談員による親子面接相談を年間で延べ494名実施した。また, 所長による電話相談を22回行った。相談の状況を学校園や関係機関と共有し, 悩みの改善につながるように努めた。
		基本方針8頁【別表】 No.5 青少年愛護センター相談 青少年の問題全般について,電話,来所及び訪 問による相談活動を実施する。	青少年愛護 センター	青少年愛護センターで受理した相談件数は9件で、その内いじめ・不登校に 係る相談は2件であった。情報を得た場合には、該当学校及び関係機関と 連携して対応している。
		教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保し、常に児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒との関係を深め、いじめ防止等に積極的に取り組むことができるようにするために、校務支援システムの活用等により、事務処理の軽減等学校業務改善に努める。	教職員課	・教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保するため、小中学校の業務改善・組織を活性化し、個人と組織の両面から工夫改善を図り、総業務量の縮減を図った。 ・芦屋市学校業務改善ポリシー策定、それぞれの立場で直ちに取り組めることを明示した。特に校内における事務分担を見直し、業務量の平準化を学校業務サポーターの役割を明示することで、教員の教育活動に取り組む時間を確保し、教員の負担軽減を図った。 ・保護者へ時間外の問い合わせを控えてもらうことや応答メッセージ機能付電話機を導入し、教員の時間外対応の縮減を行った。

No.	項目	内容	担当課	令和2年度の実施状況
		① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響,いじめを防止することの重要性など,「子どもと語る会」等を通して,児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。 ② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに,人権週間でのパンフレット配布やリーフレット,講演会等を通して,機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。	人権•男女 共生課	①-1 人権教室の開催 ・人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行った。 西山幼稚園 61人(R2.12.18) ①-2 人権の花運動の実施(西山幼稚園) 花の種子、球根等を配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とする。※①-1、2は、人権擁護委員、市、法務局の共催事業 ②「日々の生活と人権を考える集い2020」にてパンフレットを配布した。(R2.12.5)
3		① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響,いじめを防止することの重要性など,「子どもと語る会」等を通して,児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。 ② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに,人権週間でのパンフレット配布やリーフレット,講演会等を通して,機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。 ③ いじめ問題対策連絡協議会主催で,小中学生に対する啓発を企画し,全市的に取り組む。	子育て推進課	②リーフレットの配布について ・子どもの権利条約(乳幼児版,小学生版,中高生版)の配布 (対象:保育所5歳児,幼稚園年長,小学6年生,中学3年生) ③-1 いじめ防止啓発事業「親子で考えよう!いじめ防止のロゴマーク」の 実施について ・市内在住または在学の小中学生を対象に募集(8月~9月) ・応募件数は小学生156件,中学生149件で合計305件 ・いじめ問題対策連絡協議会にて小学生の部,中学生の部の各部門で市長 賞1点,教育長賞1点,入賞3点の合計10点を選考(11月) ・応募した児童生徒へ参加賞(缶バッジ)を配布(2月) ・いじめ防止啓発事業の表彰式が中止となったため,各学校を通じて表彰(2月下旬~3月) ・展示会を開催(2月~3月:阪神芦屋駅地下通路,3月:北館1階展示スペース,3月~5月:男女共同参画センター(分庁舎)1階展示スペース) ③-2 その他の取組について ・市内小中学校へ過去の受賞作品を用いたポスターを配布し,掲示を依頼 (7月) ・市立小・中学校の児童生徒へ啓発チラシを配布(2月)

No.	項目	内容	担当課	令和2年度の実施状況
3	啓発活動	① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響,いじめを防止することの重要性など,「子どもと語る会」等を通して,児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。 ② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに,人権週間でのパンフレット配布やリーフレット,講演会等を通して,機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。	学校教育課	・子育て推進課と連携して市内の小中学生を対象に啓発事業を実施・学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなどして保護者に周知・保護者、地域向け「いじめ防止啓発チラシ」の配布・いじめチェックリストの活用
			青少年愛護 センター	・青少年育成愛護委員の班集会(小学校区ごと,月1回)において,兵庫県からのいじめ防止やネットに潜むいじめに関するパンフレット等を配布して注意喚起を行った。 ・例年ならば中学校区青少年健全育成推進会議及び青少年育成愛護委員会との共催で研修会を開催しているが,令和2年度は新型コロナウイルス流行により,実施できていない。
4	学校におけるいじ めの防止等の取組	教育委員会は、いじめの実態や学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。	学校教育課	・いじめアンケートを、市内の全小中学校で毎学期実施し、対象者には、その後、二者懇談等を実施した。 ・担任、担当学年だけでなく、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも積極的に相談し、児童生徒ならびに保護者に対する相談体制を充実させた。 ・必要に応じて、関係機関と連携したケース会議や校内研究会等での研修を実施した。 ・日々の観察だけでなく、生活ノート等を活用し、早期発見に努めた。 ・事案に早期の適切な対応をするため、校長会で事例研修を実施した。

No.	項目	内容	担当課	令和2年度の実施状況
	児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。 また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負う家庭に対し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の	じて行われるいじめの防止や効果的な対処につ	学校教育課	・各教科等(技術家庭・国語・特別活動)で情報通信ネットワークや個人情報の保護,スマートフォンやSNSの危険性について,考えたり,議論したりした。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で,例年実施されていた外部講師(警察・法務局・大学教授等)を招聘した学習会は中止になった学校が多かったが,市立小学校4校で開催。うち1校は,保護者も対象にした講演会を開催した。
5		打出教育文化 センター	・全教職員を対象に「情報活用能力の育成のための授業づくり」と題して鳴門教育大学准教授 泰山 裕先生を迎えて、これからの社会がどのように変化するのかを知り、1人1台のタブレット端末によって授業をどのように変えていけばよいのか、具体的な指導法について学んだ。(講座2回 212名受講)・1人1台のタブレット端末貸与の際には、家庭向けに注意事項や家庭でのルール作りに関する啓発プリントを配布した。・芦屋市情報活用能力体系表を参照しながら発達段階に応じた「情報セキュリティ・モラル」についての指導をおこなうよう各校に働きかけた。	